

17 池田町1丁目地区地区整備計画区域

制限事項		計画地区			
		低層専用住宅地区	低層住宅地区	共同住宅地区	住宅商業複合地区
(1)	建築物の用途の制限	一戸建ての住宅、一戸建ての診療所兼用住宅(患者の収容施設を有するものは除く。)、法別表第2(イ)項第9号に規定する公益上必要な建築物及びこれらに附属するもの	住宅(長屋を含む。)、診療所兼用住宅(患者の収容施設を有するものは除く。)、共同住宅、集会所、法別表第2(イ)項第9号に規定する公益上必要な建築物及びこれらに附属するもの	共同住宅、法別表第2(イ)項第9号に規定する公益上必要な建築物及びこれらに附属するもの	共同住宅並びに物品販売業を営む店舗又は飲食店並びに理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋、洋服店、自転車店、家庭電気器具店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗並びに自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの並びに学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設並びにこれらに附属するもの
(2)	建築物の容積率の				

	最高限度				
(3)	建築物の 建蔽率の 最高限度				
(4)	建築物の 敷地面積 の最低限 度	150平方メートル	150平方メートル (長屋及び共同住宅 については、150 平方メートル以上 で、かつ、1住戸 当たり50平方メー トル以上とする。)	500平方メートル	500平方メートル
(5)	壁面の位 置の制限	1メートル。ただ し、外壁等の面か らの後退距離の限 度に満たない距離 にある建築物又は 建築物の部分が、 次のいずれかに該 当する場合は、こ の限りでない。 ア 隣地境界線 に面する外壁 等の中心線の 長さの合計が 3メートル以 下で、かつ、 当該外壁等の 隣地境界線か らの後退距離 が0.5メートル 以上であるも	道路境界線に面す る部分は1メート ル及び隣地境界線 に面する部分は0.5 メートル。ただ し、外壁等の面か らの後退距離の限 度に満たない距離 にある建築物又は 建築物の部分が、 次のいずれかに該 当する場合は、こ の限りでない。 ア 物置その他 これに類する 用途に供する 附属建築物 で、軒の高さ が2.3メートル 以下で、か	2メートル。ただ し、外壁等の面か らの後退距離の限 度に満たない距離 にある建築物又は 建築物の部分が、 次のいずれかに該 当する場合は、こ の限りでない。 ア 隣地境界線 に面する外壁 等の中心線の 長さの合計が 3メートル以 下で、かつ、 当該外壁等の 隣地境界線か らの後退距離 が0.5メート ル以上である	道路境界線に面す る部分は1メート ル及び隣地境界線 に面する部分は 0.5メートル。た だし、外壁等の面 からの後退距離の 限度に満たない距 離にある建築物又 は建築物の部分 が、次のいずれか の中心線の 長さの合計が は、この限りでな い。 ア 隣地境界線 に面する外壁 等の中心線の 長さの合計が 3メートル以 下であるもの

		<p>の イ 物置その他 これに類する 用途に供する 附属建築物 で、軒の高さ が2.3メートル 以下で、か つ、床面積の 合計が5平方 メートル以内 であるもの ウ 附属建築物 の自動車車庫 で、軒の高さ が2.3メートル 以下で、か つ、床面積の 合計が7.5平方 メートル以内 であるもの</p>	<p>つ、床面積の 合計が5平方 メートル以内 であるもの イ 附属建築物 の自動車車庫 で、軒の高さ が2.3メートル 以下で、か つ、床面積の 合計が7.5平方 メートル以内 であるもの</p>	<p>もの イ 物置その他 これに類する 用途に供する 附属建築物 で、軒の高さ が2.3メート ル以下で、か つ、床面積の 合計が5平方 メートル以内 であるもの ウ 附属建築物 の自動車車庫 で、軒の高さ が2.3メート ル以下で、か つ、床面積の 合計が7.5平 方メートル以 内であるもの</p>	<p>イ 物置その他 これに類する 用途に供する 附属建築物 で、軒の高さ が2.3メート ル以下で、か つ、床面積の 合計が5平方 メートル以内 であるもの ウ 附属建築物 の自動車車庫 で、軒の高さ が2.3メート ル以下で、か つ、床面積の 合計が7.5平 方メートル以 内であるもの</p>
(6)	建築物の 高さの最 高限度	軒の高さは地盤面 から7メートル(地 階を除く階数は2 以下とする。)	軒の高さは地盤面 から7メートル(地 階を除く階数は2 以下とする。)		
(7)	建築物の 形態又は 意匠の制 限				
(8)	へい等の 構造の制	へい等で道路に面 するものは、網状	へい等で道路に面 するものは、網状	へい等で道路に面 するものは、網状	へい等で道路に面 するものは、網状

限	その他これに類する形状のもの	その他これに類する形状のもの	その他これに類する形状のもの	その他これに類する形状のもの
---	----------------	----------------	----------------	----------------